

新潟県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第22号

新潟県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年新潟県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加え、同表の改正前の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号（以下「移動別表細目項等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号（以下「移動後別表細目項等」という。）が存在する場合には当該移動別表細目項等を当該移動後別表細目項等とし、移動別表細目項等に対応する移動後別表細目項等が存在しない場合には当該移動別表細目項等（以下「削除別表細目項等」という。）を削り、移動後別表細目項等に対応する移動別表細目項等が存在しない場合には当該移動後別表細目項等（以下「追加別表細目項等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）が存在する場合には当該移動別表を当該移動後別表とし、移動後別表に対応する移動別表が存在しない場合には当該移動後別表を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の項及び号の表示、削除別表細目項等並びに別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条並びに別表の細目の項及び号の表示、追加条、追加別表細目項等並びに別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(公共的施設)</p> <p>第2条 <u>条例第2条第4号</u>に規定する規則で定める施設は、別表第1の左欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げるものとする。</p>	<p>(公共的施設)</p> <p>第2条 <u>条例第2条第2号</u>に規定する規則で定める施設は、別表第1の左欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げるものとする。</p>
<p>(公共車両等)</p> <p>第3条 <u>条例第2条第5号</u>に規定する規則で定める一般旅客の用に供する鉄道の車両等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(公共車両等)</p> <p>第3条 <u>条例第2条第3号</u>に規定する規則で定める一般旅客の用に供する鉄道の車両等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p><u>(道路移動等円滑化基準等)</u></p> <p>第3条の2 <u>条例第9条の2</u>に規定する道路移動等円滑化基準及び都市公園移動等円滑化基準は、<u>別表第2のとおりとする。</u></p>	
<p>(整備基準)</p> <p>第4条 条例第10条第1項に規定する整備基準は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、<u>別表第3</u>のとおりとする。</p>	<p>(整備基準)</p> <p>第4条 条例第10条第1項に規定する整備基準は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p>

(適合証)

第5条 条例第14条第1項の規定による適合証の交付の請求は、別記第1号様式により、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる図書であつて、それぞれ同表の右欄に定める明示すべき事項を記載したもの

(4) (略)

2～4 (略)

別表第1 (第2条、第6条関係)

区 分	公共的施設	特定公共的施設
建築物	(略)	
	12 銀行等 (1)～(14) (略) (15) <u>日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)による郵便局</u>	(略)
	(略)	
道 路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(次に掲げるものを除く。) (1) <u>道路法第3条第4号の市町村道</u> (2) <u>道路法第17条第1項から第4項までの規定により市町村が管理を行う同法第3条第2号の一般国道又は同条第3号の県道</u> (3) <u>自動車のみの一般交通の用に供する道路(前2号に掲げるものを除く。)</u>	(略)
公 園	<u>遊園地、動物園又は植物園(都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園に設けられるものを除く。)</u>	(略)

(適合証)

第5条 条例第14条第1項の規定による適合証の交付の請求は、別記第1号様式により、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる図書であつて、それぞれ同表の右欄に定める明示すべき事項を記載したもの

(4) (略)

2～4 (略)

別表第1 (第2条、第6条関係)

区 分	公共的施設	特定公共的施設
建築物	(略)	
	12 銀行等 (1)～(14) (略) (15) <u>郵便局株式会社法(平成17年法律第100号)による郵便局</u>	(略)
	(略)	
道 路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(<u>自動車のみの一般交通の用に供する道路</u> を除く。)	(略)
公 園	(1) <u>都市公園法(昭和31年</u>	(略)

(略)		

法律第79号) 第2条第1 項に規定する都市公園 (2) 遊園地、動物園又は植 物園 (前号の都市公園に 設けられるものを除く。)
(略)

別表第2 (第3条の2関係)

1 道路移動等円滑化基準

整備項目	整備基準
1 歩道 等	<p>道路には、次に定める構造の歩道等(歩道又は自転車歩行車道をいう。以下同じ。)を設けること。</p> <p>(1) 有効幅員(歩道等に設ける傾斜路、通路又は階段の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。以下この項において同じ。)は、新潟県道路の構造の技術的基準等を定める条例(平成24年新潟県条例第44号)第11条第2項又は第12条第3項に規定する幅員の値以上とし、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする</p> <p>こと。</p> <p>(2) 舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 舗装は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(4) 縦断勾配は、100分の5を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8を超えないこ</p>

- と。
- (5) 車両の沿道への出入りの用に供される歩道等の部分（以下この表において「車両乗入れ部」という。）を除く部分の横断勾配は、100分の1を超えないこと。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2を超えないこと。
 - (6) 車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けること。
 - (7) 車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く部分に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。
 - (8) 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合は、車道等との間に植樹帯を設け、又は車道等側に並木若しくは柵を設けること。
 - (9) 縁石を除く部分（横断歩道に接続する部分を除く。）の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とすること。
 - (10) 前号の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。
 - (11) 横断歩道に接続する部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とすること。
 - (12) 前号の段差に接続する部分は、車椅子使用者が円滑に転回できる構造とすること。

	<p>(13) 排水溝を設ける場合には、つえ及び車椅子のキャスターが落ち込まない溝蓋を設けること。</p> <p>(14) 第1号の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち、第5号の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とすること。</p>
<p>2 立体横断施設</p>	<p>(1) 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下この表において同じ。）（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けること。</p> <p>(2) 移動等円滑化された立体横断施設には、次に定める構造のエレベーターを設けること。</p> <p>ア 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）の内法幅及び内法奥行きは1.5メートル以上とすること。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は1.4メートル以上、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。</p> <p>ウ 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、アの規定による基準に適合するエレベーターにあつては90センチメートル以上、イの規定による基準に適合するエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。</p>

- エ 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、イの規定による基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。
- オ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。
- カ 籠内に手すりを設けること。
- キ 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- ク 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- ケ 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- コ 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- サ 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
- シ 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅及び有効奥行きは1.5メートル以上とすること。
- ス 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置

が設けられている場合は、この限りでない。

(3) 昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、前号のエレベーターに代えて、次に定める構造の傾斜路（その踊場を含む。以下この表において同じ。）を設けること。

ア 有効幅員（立体横断施設に設ける傾斜路、通路又は階段の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。以下この項において同じ。）は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1メートル以上とすること。

イ 縦断勾配は、100分の5を超えないこと。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8を超えないこと。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 2段式の手すりを両側に設けること。

オ 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

カ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

キ 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。

ク 傾斜路の両側には、立ち上が

り部及び柵その他これに類する
工作物を設けること。ただし、
側面が壁面である場合は、この
限りでない。

ケ 傾斜路の下面と歩道等の路面
との間が2.5メートル以下の歩
道等の部分への進入を防ぐため
必要がある場合は、柵その他こ
れに類する工作物を設けること。

コ 高さが75センチメートルを超
える傾斜路にあつては、高さ75
センチメートル以内ごとに踏み
幅1.5メートル以上の踊場を設
けること。

(4) 前2号に規定するもののほか、
高齢者、障害者等の交通の状況に
より必要がある場合は、次に定め
る構造のエスカレーターを設ける
こと。

ア 上り専用のもつと下り専用の
ものをそれぞれ設置すること。

イ 踏み段の表面及びくし板は、
滑りにくい仕上げとすること。

ウ 昇降口において、3枚以上の
踏み段が同一平面上にある構造
とすること。

エ 踏み段の端部とその周囲の部
分との色の輝度比が大きいこと
等により踏み段相互の境界を容
易に識別できるものとするこ
と。

オ くし板の端部と踏み段の色の
輝度比が大きいこと等によりく
し板と踏み段との境界を容易に
識別できるものとするこ
と。

カ エスカレーターの上端及び下
端に近接する歩道等及び通路の
路面において、エスカレーター
への進入の可否を示すこと。

キ 踏み段の有効幅は、1メー
トル以上とすること。ただし、歩
行者の交通量が少ない場合は、
60センチメートル以上とするこ

と。

(5) 通路は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。

イ 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合は、この限りでない。

ウ 2段式の手すりを両側に設けること。

エ 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

オ 路面は、平坦^{たん}で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

カ 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(6) 階段（その踊場を含む。以下この表において同じ。）は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。

イ 2段式の手すりを両側に設けること。

ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

エ 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

オ 踏面は、平坦^{たん}で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

	<p>カ 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>キ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ク 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>ケ 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。</p> <p>コ 階段の高さが3メートルを超える場合は、その途中に踊場を設けること。</p> <p>サ 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあつては1.2メートル以上、その他の場合にあつては当該階段の幅員の値以上とすること。</p>
3 乗合自動車停留所	<p>(1) 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とすること。</p> <p>(2) ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>
4 路面電車停留場等	<p>(1) 路面電車停留場の乗降場は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員（路面電車停留場の乗降場の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な</p>

幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。)は、乗降場の両側を使用するものにあつては2メートル以上、片側を使用するものにあつては1.5メートル以上とすること。

イ 路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。

ウ 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。

エ 横断勾配は、100分の1を標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

オ 路面は、平坦^{たん}で、滑りにくい仕上げとすること。

カ 縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。

キ ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(2) 路面電車停留所の乗降場と車道等との高低差がある場合は、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次に定めるところによること。

ア 縦断勾配は、100分の5を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8を超えないこと。

イ 横断勾配は、設けないこと。

(3) 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路

	面との高低差は、できる限り小さくすること。
5 自動車駐車場	<p>(1) 自動車駐車場には、全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の次に定める構造の身体障害者、高齢者、妊産婦その他歩行が困難な者等が円滑に利用できる駐車のために供する部分（以下「障害者等用駐車施設」という。）を設けること。</p> <p>ア 当該障害者等用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 有効幅は、3.5メートル以上とすること。</p> <p>ウ 障害者等用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(2) 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者等用駐車施設を設ける際には、次に定める構造の身体障害者、高齢者、妊産婦その他歩行が困難な者等が円滑に利用できる停車のために供する部分（以下「障害者等用停車施設」という。）を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ア 当該障害者等用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 車両への乗降のために供する部分の有効幅及び有効奥行きは1.5メートル以上とする等、身体障害者、高齢者、妊産婦その他歩行が困難な者等が安全かつ円</p>

滑に乗降できる構造とすること。

ウ 障害者等用停車施設である旨を見やすい方法により表示すること。

(3) 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(4) 障害者等用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者等用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅員（自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。以下この項において同じ。）は、2メートル以上とすること。

イ 車椅子使用者が通過する際に

- 支障となる段差を設けないこと。
- ウ 路面は、平坦で、かつ、滑りにくい仕上げとすること。
- (5) 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者等用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとし、その構造は、2の項第2号アからエまでに定めるとおりとすること。
- (6) 前号のエレベーターのうち1以上のものは、第4号に規定する出入口に近接して設けるものとし、その構造は、前号の規定にかかわらず、2の項第2号に定めるとおりとすること。
- (7) 構造上の理由によりやむを得ない場合は、前2号に規定するエレベーターに代えて、2の項第3号に定める構造の傾斜路を設けること。
- (8) 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段は、2の項第6号に定める構造とすること。
- (9) 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者等用駐車施設、障害者等用停車施設及び第4号に規定する通路には、屋根を設けること。
- (10) 障害者等用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とすること。
- ア 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
- イ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- ウ 男子用小便器を設ける場合

は、1以上の床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。以下同じ。）その他これらに類する小便器を設けること。

エ ウの規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

(11) 障害者等用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

(12) 前号アの便房を設ける便所は、次に定める構造とすること。

ア 第4号に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同号アからウまでに定める構造とすること。

イ 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

ウ 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

エ 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

オ 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

(ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に

開閉して通過できる構造とすること。

カ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

(13) 第11号アの便房は、次に定める構造とすること。

ア 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ウ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

エ 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

(ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

オ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

カ 腰掛便座及び手すりを設けること。

キ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

(14) 第11号イの便所は、次に定める構造とすること。

ア 第4号に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同号アからウまでに定める構造とすること。

イ 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

ウ 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を

	<p>設ける場合は、この限りでない。</p> <p>エ 出入口には、当該便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。</p> <p>オ 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>カ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p> <p>キ 腰掛便座及び手すりを設けること。</p> <p>ク 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</p>	
<p>6 その他の施設等</p>	<p>(1) 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。</p> <p>(2) 前号の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。</p> <p>(3) 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所には、注意喚起用床材（視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設さ</p>	

れるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)又は誘導用床材(視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。

(4) 注意喚起用床材及び誘導用床材には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けること。

(5) 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(6) 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

(7) 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

(8) 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、

障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けること。

2 都市公園移動等円滑化基準

整備項目	整備基準
1 園路及び広場	<p>公園の出入口と屋根付広場等（2の項から9の項までに定める構造の公園施設又は主要公園施設（修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設その他の公園施設のうち、当該公園施設の設置の目的を踏まえ、重要と認められるものをいう。以下同じ。）をいう。以下この表において同じ。）との間の経路及び7の項に定める構造の駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場を設ける場合には、そのうち1以上のものは、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 出入口から水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>エ オに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>オ 地形の状況その他の特別の理</p>

由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下この表において同じ。）を併設すること。

(2) 通路は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、120センチメートル以上とすること。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、100分の5を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8を超えないこと。

オ 横断勾配は、100分の1を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2を超えないこと。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 排水溝を設ける場合には、つえ及び車椅子のキャスターが落ち込まない溝蓋を設けること。

(3) 階段（その踊場を含む。以下この表において同じ。）は、次に定める構造とすること。

ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況そ

- の他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
- カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものを併設すること。
- (5) 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすること。
- イ 縦断勾配は、100分の8を超えないこと。
- ウ 横断勾配は、設けないこと。
- エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅

	<p>150センチメートル以上の踊場が設けられていること。</p> <p>カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、注意喚起用床材及び誘導用床材を適切に組み合わせて床面に敷設したもののその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(7) 案内板の付近その他の要所には、注意喚起用床材又は誘導用床材を敷設すること。</p> <p>(8) 2の項から9の項までに定める構造の公園施設のうちそれぞれ1以上及び主要公園施設に接続していること。</p>
<p>2 屋根付広場</p>	<p>屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上のものは、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p>

<p>3 休憩所及び管理事務所</p>	<p>休憩所又は管理事務所を設ける場合は、当該休憩所のうち1以上のもの又は当該管理事務所は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上のものは、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>(4) 便所を設ける場合は、そのうち1以上のものは、5の項第1号に定める構造とすること。</p>
<p>4 野外劇場及び野外音楽堂</p>	<p>野外劇場又は野外音楽堂を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口は、2の項第1号に定める構造とすること。</p> <p>(2) 出入口と次号に規定する車椅子</p>

使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすること。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、100分の5を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8を超えないこと。

オ 横断勾配は、100分の1を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2を超えないこと。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、注意喚起用床材及び誘導用床材を適切に組み合わせて床面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(3) 当該野外劇場又は当該野外音楽堂の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数

	<p>以上の次に定める構造の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。</p> <p>ア 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(4) 便所を設ける場合は、そのうち1以上のものは、5の項第1号に定める構造とすること。</p>
<p>5 便所</p>	<p>(1) 便所を設ける場合には、1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）のものは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）内に、次に定める構造の便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を1以上設けること。</p> <p>(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>イ 車椅子使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者が移動する際に支障となる段（エに掲げる場合において設けられる段を除く。）を設けないこと。</p> <p>エ 地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ず便所の出入</p>

口に段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

オ 車椅子使用者用便房の出入口の戸及び当該便房のある便房の出入口に戸を設ける場合における当該戸は、次に掲げる構造とすること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。

カ 車椅子使用者用便房が設けられている便所は、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

キ 車椅子使用者用便房が設けられている便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）に設定する洗面台のうち1以上の洗面台は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう高さ、け込み等に配慮した構造とするとともに、車椅子使用者が円滑に利用できる高さの鏡を設置すること。

ク 車椅子使用者用便房に設置する水栓器具は、レバー式等の操作が容易な構造とすること。

ケ オストメイト（人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。以下同じ。）のための洗浄設備を設けた便房を1以上設けること。

(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(3) 便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）に設置する水栓器具のうち1以上は、レバー式等の操作が容易な構

	<p>造とすること。</p> <p>(4) 男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器を1以上設けることとし、その小便器には手すりを設けること。</p>
6 水飲場及び手洗場	<p>水飲場又は手洗場を設ける場合は、そのうち1以上のものは、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。</p>
7 駐車場	<p>(1) 駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上であって、その幅が350センチメートル以上である障害者等用駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 障害者等用駐車施設は、公園の出入口から当該障害者等用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(3) 障害者等用駐車施設へ通ずる公園の出入口から障害者等用駐車施設に至る駐車場内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 段がある部分は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p>

	<p>(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>(エ) 主たる階段は、回り階段でないこと。</p> <p>エ 傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(ウ) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(エ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(オ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(カ) 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>オ 排水溝を設ける場合には、つえ及び車椅子のキャスターが落ち込まない溝蓋を設けること。</p>
<p>8 掲示 板及び 標識</p>	<p>(1) 掲示板を設ける場合は、当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものとする。</p> <p>(2) 整備基準に適合する便所若しく</p>

	<p>は障害者等用駐車施設の付近又は車椅子使用者用便所の出入口には、それぞれ、当該便所、障害者等用駐車施設又は車椅子使用者用便所があることを表示する標識を設けること。</p> <p>(3) 前号の標識は、表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合するもの）とすること。</p>
9 案内板	<p>案内板を設ける場合には、次に定める案内板を設けること。</p> <p>(1) 整備基準に適合する便所の配置を表示すること。</p> <p>(2) 案内板の高さ、文字の大きさその他の表示方法は、高齢者、障害者等が見やすいものとする。</p> <p>(3) 点字又は音声による案内を行うこと。</p> <p>(4) 1の項から8の項までに定める構造の公園施設の配置を表示した案内板を設ける場合は、そのうち1以上は、1の項の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けること。</p>

別表第3（第4条関係）

1 建築物に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 廊下	(1)・(2) (略)
その他 これに類するもの (以下「廊下等」という。)	(3) 別表第1建築物の部5の項に掲げる公共的施設（卸売市場に限る。）、16の項及び17の項に掲げる公共的施設、20の項に掲げる公共的施設（視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校を除く。）並びに22の項及び24の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設にあっては、階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれ

別表第2（第4条関係）

1 建築物に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 廊下	(1)・(2) (略)
その他 これに類するもの (以下「廊下等」という。)	(3) 別表第1建築物の部5の項に掲げる公共的施設（卸売市場に限る。）、16の項及び17の項に掲げる公共的施設、20の項に掲げる公共的施設（視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校を除く。）並びに22の項及び24の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設にあっては、階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれ

	<p>に併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分には、次に掲げる場合を除き、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>ア <u>勾配</u>が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合</p> <p>イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、<u>勾配</u>が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>		<p>に併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分には、次に掲げる場合を除き、<u>視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの(以下「注意喚起用床材」という。)</u>を敷設すること。</p> <p>ア <u>勾配</u>が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合</p> <p>イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、<u>勾配</u>が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>
(略)		(略)	
4 便所	<p>(1) 便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。ただし、専ら従業員等が使用する便所を設ける場合又は共同住宅の住戸内に設ける便所にあつては、この限りでない。</p> <p>ア 便所(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所)内に、<u>車椅子使用者用便房</u>を1以上設けること。</p> <p>イ <u>車椅子使用者用便房</u>の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p>	4 便所	<p>(1) 便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。ただし、専ら従業員等が使用する便所を設ける場合又は共同住宅の住戸内に設ける便所にあつては、この限りでない。</p> <p>ア 便所(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所)内に、次に定める構造の<u>便房(以下「車いす使用者用便房」という。)</u>を1以上設けること。</p> <p><u>(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</u></p> <p><u>(イ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</u></p> <p>イ <u>車いす使用者用便房</u>の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p>

ウ 車椅子使用者用便房の出入口の戸及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合における当該戸は、次に掲げる構造とすること。

(ア) (略)

(イ) 自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。

エ 車椅子使用者用便房が設けられている便所は、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

オ 車椅子使用者が移動する際に支障となる段を設けないこと。

カ 車椅子使用者用便房が設けられている便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）に設定する洗面台のうち1以上の洗面台は、車椅子使用者が円滑に利用できるような高さ、け込み等に配慮した構造とするとともに、車椅子使用者が円滑に利用できる高さの鏡を設置すること。

キ 車椅子使用者用便房に設置する水栓器具は、レバー式等の操作が容易な構造とすること。

ク 別表第1建築物の部16の項に掲げる公共的施設及び用途面積が2,000平方メートル以上（別表第1建築物の部18の項に掲げる公共的施設にあつては、50平方メートル以上）の公共的施設（別表第1建築物の部5の項に掲げる公共的施設（卸売市場に限る。）、11の項に掲げる公共的施設（飲食店を除く。）、16の項に掲げる公共的施設、20の項に掲げる公共的施設（特別支援学

ウ 車いす使用者用便房の出入口の戸及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合における当該戸は、次に掲げる構造とすること。

(ア) (略)

(イ) 自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。

エ 車いす使用者用便房が設けられている便所は、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

オ 車いす使用者が移動する際に支障となる段を設けないこと。

カ 車いす使用者用便房が設けられている便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）に設定する洗面台のうち1以上の洗面台は、車いす使用者が円滑に利用できるような高さ、け込み等に配慮した構造とするとともに、車いす使用者が円滑に利用できる高さの鏡を設置すること。

キ 車いす使用者用便房に設置する水栓器具は、レバー式等の操作が容易な構造とすること。

ク 別表第1建築物の部16の項に掲げる公共的施設及び用途面積が2,000平方メートル以上（別表第1建築物の部18の項に掲げる公共的施設にあつては、50平方メートル以上）の公共的施設（別表第1建築物の部5の項に掲げる公共的施設（卸売市場に限る。）、11の項に掲げる公共的施設（飲食店を除く。）、16の項に掲げる公共的施設、20の項に掲げる公共的施設（特別支援学

	<p>校を除く。)並びに22の項から24の項までに掲げる公共的施設を除く。)の便所(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所)内に、オストメイトのための洗浄設備を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器を1以上設けることとし、その小便器には手すりを設けること。</p>
(略)	
6 駐車場	<p>駐車場を設ける場合には、次に定める基準により、<u>障害者等用駐車施設</u>を1以上設けること。ただし、専ら従業員が使用する駐車場を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
7 エレベーター	<p>エレベーターを設ける場合には、次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。ただし、多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口のない階において提供されるサービス若しくは販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、若しくは購入することができる措置を講じる場合又は主として荷物の運搬の用に供するエレベーターを設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>籠</u>は、多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室、<u>車椅子使用者用便房</u>、</p>

	<p>校を除く。)並びに22の項から24の項までに掲げる公共的施設を除く。)の便所(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所)内に、オストメイト<u>(人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。以下同じ。)</u>のための洗浄設備を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器<u>(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。以下同じ。)</u>その他これらに類する小便器を1以上設けることとし、その小便器には手すりを設けること。</p>
(略)	
6 駐車場	<p>駐車場を設ける場合には、次に定める基準により、<u>車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設</u>(以下「<u>車いす使用者用駐車施設</u>」という。)を1以上設けること。ただし、専ら従業員が使用する駐車場を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
7 エレベーター	<p>エレベーターを設ける場合には、次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。ただし、多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口のない階において提供されるサービス若しくは販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、若しくは購入することができる措置を講じる場合又は主として荷物の運搬の用に供するエレベーターを設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>かご</u>(人を乗せ昇降する部分という。以下同じ。)は、多数の者が利用し、又は主として高齢者、障</p>

障害者等用駐車施設がある階及び直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）に停止すること。

- (2) 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (3) 籠の幅は、100センチメートル以上とすること。
- (4) 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。
- (5) (略)
- (6) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- (7) 籠内には、籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認できる鏡を設けること。
- (8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
- (10) 別表第1建築物の部5の項に掲げる公共的施設（卸売市場に限る。）並びに17の項、22の項及び24の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設にあつては、前各号に定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。

ア 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。

イ 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用

害者等が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設がある階及び直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）に停止すること。

- (2) かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (3) かごの幅は、100センチメートル以上とすること。
- (4) かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。
- (5) (略)
- (6) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- (7) かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認できる鏡を設けること。
- (8) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- (10) 別表第1建築物の部5の項に掲げる公共的施設（卸売市場に限る。）並びに17の項、22の項及び24の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設にあつては、前各号に定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。

ア かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。

イ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利

	<p>しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>ウ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p>		<p>用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>ウ <u>かご</u>内又は乗降ロビーに、到着する<u>かご</u>の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p>
(略)		(略)	
<p>9 主たる利用経路</p>	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれに掲げる経路のうち1以上(オに掲げる場合にあっては、そのすべて)を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「主たる利用経路」という。)とすること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 公共的施設又はその敷地に<u>車椅子使用者用便房</u>(17の項に定める構造の客室に設けられるものを除く。以下この号において同じ。)を設ける場合 利用居室(当該公共的施設に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。)から当該<u>車椅子使用者用便房</u>までの経路</p> <p>ウ 公共的施設又はその敷地に<u>障害者等用駐車施設</u>を設ける場合 当該<u>障害者等用駐車施設</u>から利用居室までの経路</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2) 主たる利用経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 主たる利用経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 別表第1建築物の部16の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設にあっては、戸を設</p>	<p>9 主たる利用経路</p>	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれに掲げる経路のうち1以上(オに掲げる場合にあっては、そのすべて)を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「主たる利用経路」という。)とすること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 公共的施設又はその敷地に<u>車いす使用者用便房</u>(17の項に定める構造の客室に設けられるものを除く。以下この号において同じ。)を設ける場合 利用居室(当該公共的施設に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。)から当該<u>車いす使用者用便房</u>までの経路</p> <p>ウ 公共的施設又はその敷地に<u>車いす使用者用駐車施設</u>を設ける場合 当該<u>車いす使用者用駐車施設</u>から利用居室までの経路</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2) 主たる利用経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 主たる利用経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 別表第1建築物の部16の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設にあっては、戸を設</p>

ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(エ) 別表第1建築物の部16の項に掲げる公共的施設にあっては、戸を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。

a (略)

b 自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ウ 主たる利用経路を構成する廊下等は、1の項に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 廊下等の末端の付近の構造は、車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

(エ) (略)

(オ) 別表第1建築物の部16の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設にあっては、戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(カ) 別表第1建築物の部16の項に掲げる公共的施設にあっては、戸を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。

a (略)

b 自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造

ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(エ) 別表第1建築物の部16の項に掲げる公共的施設にあっては、戸を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。

a (略)

b 自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ウ 主たる利用経路を構成する廊下等は、1の項に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 廊下等の末端の付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

(エ) (略)

(オ) 別表第1建築物の部16の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設にあっては、戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(カ) 別表第1建築物の部16の項に掲げる公共的施設にあっては、戸を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。

a (略)

b 自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造

とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(キ) (略)

エ 主たる利用経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、3の項に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

(ア) (略)

(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

(ウ) (略)

オ 主たる利用経路を構成するエレベーター（キに定めるものを除く。）で、別表第1建築物の部16の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設（用途面積が2,000平方メートル以上のものに限る。）に設置するものについては、7の項第1号、第2号及び第4号から第10号までの規定によるほか、次に掲げるものであること。

(ア) 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、別表第1建築物の部22の項に掲げる公共的施設にあつては、100センチメートル以上とすること。

(イ) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。ただし、別表第1建築物の部22の項に掲げる公共的施設にあつては、この限りでない。

(ウ) 籠内には、手すりを設けること。ただし、別表第1建築物の部22の項に掲げる公共的施設にあつては、この限りでない。

とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(キ) (略)

エ 主たる利用経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、3の項に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

(ア) (略)

(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

(ウ) (略)

オ 主たる利用経路を構成するエレベーター（キに定めるものを除く。）で、別表第1建築物の部16の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設（用途面積が2,000平方メートル以上のものに限る。）に設置するものについては、7の項第1号、第2号及び第4号から第10号までの規定によるほか、次に掲げるものであること。

(ア) かごの幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、別表第1建築物の部22の項に掲げる公共的施設にあつては、100センチメートル以上とすること。

(イ) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。ただし、別表第1建築物の部22の項に掲げる公共的施設にあつては、この限りでない。

(ウ) かご内には、手すりを設けること。ただし、別表第1建築物の部22の項に掲げる公共的施設にあつては、この限りでない。

(エ) 籠の出入口には、乗降者を感知し、籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に制御することができる光電式等の乗降者検出装置を設けること。

カ 主たる利用経路を構成するエレベーター（キに定めるものを除く。）で、別表第1建築物の部第16の項に掲げる公共的施設に設置するものについては、7の項第1号、第2号、第4号から第6号まで及び第8号から第10号までの規定によるほか、次に掲げるものであること。

(ア) 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、100センチメートル以上とすること。

(イ) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、(ア)のただし書に規定する場合は、この限りでない。

(ウ) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。

(エ) 籠内には、手すりを設けること。

(エ) かごの出入口には、乗降者を感知し、かご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に制御することができる光電式等の乗降者検出装置を設けること。

カ 主たる利用経路を構成するエレベーター（キに定めるものを除く。）で、別表第1建築物の部第16の項に掲げる公共的施設に設置するものについては、7の項第1号、第2号、第4号から第6号まで及び第8号から第10号までの規定によるほか、次に掲げるものであること。

(ア) かごの幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、100センチメートル以上とすること。

(イ) かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、(ア)のただし書に規定する場合は、この限りでない。

(ウ) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。

(エ) かご内には、手すりを設けること。

(オ) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとすること。

キ (略)

ク 主たる利用経路を構成するエスカレーターで、別表第1建築物の部16の項に掲げる公共的施設に設置するものについては、8の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。ただし、(キ)及び(ク)については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものであること。

(ア)～(キ) (略)

(ク) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

ケ (略)

コ 主たる利用経路を構成する敷地内の通路は、5の項に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

(ア) (略)

(イ) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

(ウ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(エ) 傾斜路は、次に掲げるものとする。

a (略)

b 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を

(オ) かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとすること。

キ (略)

ク 主たる利用経路を構成するエスカレーターで、別表第1建築物の部16の項に掲げる公共的施設に設置するものについては、8の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。ただし、(キ)及び(ク)については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものであること。

(ア)～(キ) (略)

(ク) 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

ケ (略)

コ 主たる利用経路を構成する敷地内の通路は、5の項に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

(ア) (略)

(イ) 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

(ウ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(エ) 傾斜路は、次に掲げるものとする。

a (略)

b 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を

	<p>超えないこと。</p> <p>c (略)</p> <p>(オ) 排水溝を設ける場合には、つえ及び<u>車椅子</u>のキャスターが落ち込まない<u>溝蓋</u>を設けること。</p> <p>(3) (略)</p>		<p>超えないこと。</p> <p>c (略)</p> <p>(オ) 排水溝を設ける場合には、つえ及び<u>車いす</u>のキャスターが落ち込まない<u>溝ふた</u>を設けること。</p> <p>(3) (略)</p>
10 標識	<p>整備基準に適合する便所、<u>障害者等用駐車施設</u>、エレベーター若しくはエスカレーターの付近又は別表1建築物の部16の項に掲げる公共施設における<u>車椅子利用者用便房</u>の出入口には、次に定めるところにより、それぞれ、当該便所、<u>障害者等用駐車施設</u>、エレベーター、エスカレーター又は<u>車椅子利用者用便房</u>があることを表示する標識を設けること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	10 標識	<p>整備基準に適合する便所、<u>車いす利用者用駐車施設</u>、エレベーター若しくはエスカレーターの付近又は別表1建築物の部16の項に掲げる公共施設における<u>車いす利用者用便房</u>の出入口には、次に定めるところにより、それぞれ、当該便所、<u>車いす利用者用駐車施設</u>、エレベーター、エスカレーター又は<u>車いす利用者用便房</u>があることを表示する標識を設けること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
11 案内板等	<p>(1) 公共的施設又はその敷地には、当該公共的施設又はその敷地内の整備基準に適合する便所、<u>障害者等用駐車施設</u>、エレベーター又はエスカレーターの配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該便所、<u>障害者等用駐車施設</u>、エレベーター又はエスカレーターの配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2)～(6) (略)</p>	11 案内板等	<p>(1) 公共的施設又はその敷地には、当該公共的施設又はその敷地内の整備基準に適合する便所、<u>車いす利用者用駐車施設</u>、エレベーター又はエスカレーターの配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該便所、<u>車いす利用者用駐車施設</u>、エレベーター又はエスカレーターの配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2)～(6) (略)</p>
12 視覚障害者利用経路	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 視覚障害者利用経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 誘導用床材及び注意喚起用床材を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、駐車場等の車路を横断する部分については、この限りでない。</p>	12 視覚障害者利用経路	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 視覚障害者利用経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア <u>視覚障害者の誘導を行うために、誘導用床材(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易</u></p>

	<p>イ 当該視覚障害者利用経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 次に掲げるものを除き、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分</p> <p>a 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>b 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>c (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(略)</p>
--	---

	<p>に識別できるものをいう。以下同じ。)及び注意喚起用床材を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、駐車場等の車路を横断する部分については、この限りでない。</p> <p>イ 当該視覚障害者利用経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 次に掲げるものを除き、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分</p> <p>a 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>b 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>c (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(略)</p>
--	--

2 道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
歩道	<p>歩道を設ける場合には、当該歩道は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 縦断勾配は、100分の5を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8を超えないこと。</p> <p>(5) 車両の沿道への出入りの用に供される歩道の部分（以下「車両乗入れ部」という。）を除く部分の横断勾配は、100分の1を超えないこと。ただし、第2号ただし書に規</p>

2 道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
歩道	<p>歩道を設ける場合には、当該歩道は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 縦断勾配は、100分の5を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8を超えないこと。</p> <p>(5) 車両の沿道への出入りの用に供される歩道の部分（以下「車両乗入れ部」という。）を除く部分の横断勾配は、100分の1を超えないこと。ただし、第2号ただし書に規</p>

定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2を超えないこと。

(6) 車道等又は自転車道に接続して縁石線を設けること。

(7)～(9) (略)

(10) 前号の段差に接続する部分は、車椅子使用者が円滑に転回できる構造とすること。

(11) 排水溝を設ける場合には、つえ及び車椅子のキャスターが落ち込まない溝蓋を設けること。

(12)・(13) (略)

定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2を超えないこと。

(6) 車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。)又は自転車道に接続して縁石線を設けること。

(7)～(9) (略)

(10) 前号の段差に接続する部分は、車いす使用者が円滑に転回できる構造とすること。

(11) 排水溝を設ける場合には、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まない溝ふたを設けること。

(12)・(13) (略)

3 公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 園路及び広場	<p>公園の出入口と屋根付広場等(2の項から9の項までに定める構造の公園施設又は主要公園施設をいう。以下同じ。)との間の経路及び7の項に定める構造の駐車場と屋根付広場等(当該駐車場を除く。)との間の経路を構成する園路及び広場を設ける場合には、そのうち1以上のものは、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口は、次に定める構造とすること。 ア～ウ (略)</p> <p>エ オに掲げる場合を除き、<u>車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</u></p> <p>オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、<u>傾斜路(その踊場を含む。以下この表において同じ。)</u></p>

3 公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 園路及び広場	<p>公園の出入口と屋根付広場等(2の項から8の項までに定める構造の公園施設、<u>水飲場、手洗場</u>又は主要公園施設(修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設その他の公園施設のうち、<u>当該公園施設の設置の目的を踏まえ、重要と認められるものをいう。以下同じ。)</u>)をいう。以下同じ。)との間の経路及び6の項に定める構造の駐車場と屋根付広場等(当該駐車場を除く。)との間の経路を構成する園路及び広場を設ける場合には、そのうち1以上のものは、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口は、次に定める構造とすること。 ア～ウ (略)</p> <p>エ オに掲げる場合を除き、<u>車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</u></p> <p>オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、<u>傾斜路を併設すること。</u></p>

を併設すること。

(2) 通路は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、120センチメートル以上とすること。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ (略)

エ 縦断勾配は、100分の5を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8を超えないこと。

オ 横断勾配は、100分の1を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2を超えないこと。

カ (略)

キ 排水溝を設ける場合には、つえ及び車椅子のキャスターが落ち込まない溝蓋を設けること。

(3) 階段 (その踊場を含む。以下この表において同じ。)は、次に定める構造とすること。

ア (略)

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ウ～カ (略)

(4) (略)

(5) 傾斜路 (階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)

(2) 通路は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、120センチメートル以上とすること。

イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ (略)

エ 縦断勾配は、100分の5を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8を超えないこと。

オ 横断勾配は、100分の1を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2を超えないこと。

カ (略)

キ 排水溝を設ける場合には、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まない溝ふたを設けること。

(3) 階段は、次に定める構造とすること。

ア (略)

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。

ウ～カ (略)

(4) (略)

(5) 傾斜路 (階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)

	<p>は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>縦断勾配</u>は、100分の8を超えないこと。</p> <p>ウ <u>横断勾配</u>は、設けないこと。</p> <p>エ～キ (略)</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、<u>柵</u>、注意喚起用床材及び誘導用床材を適切に組み合わせて床面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>2の項から9の項までに定める構造の公園施設のうちそれぞれ1以上及び主要公園施設に接続していること。</u></p>		<p>は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>縦断^{こう}勾配</u>は、100分の8を超えないこと。</p> <p>ウ <u>横断^{こう}勾配</u>は、設けないこと。</p> <p>エ～キ (略)</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、<u>さく</u>、注意喚起用床材及び誘導用床材を適切に組み合わせて床面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>2の項から8の項までに定める構造の公園施設、<u>水飲場又は手洗場</u>のうちそれぞれ1以上及び主要公園施設に接続していること。</u></p>
(略)		(略)	
<p>4 野外劇場及び野外音楽堂</p>	<p>野外劇場又は野外音楽堂を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 出入口と次号に規定する<u>車椅子使用者用観覧スペース</u>及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを<u>車椅子の転回</u>に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ ウに掲げる場合を除き、<u>車椅子使用者</u>が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ <u>縦断勾配</u>は、100分の5を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむ</p>	<p>4 野外劇場及び野外音楽堂</p>	<p>野外劇場又は野外音楽堂を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 出入口と次号に規定する<u>車いす使用者用観覧スペース</u>及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを<u>車いすの転回</u>に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ ウに掲げる場合を除き、<u>車いす使用者</u>が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ <u>縦断^{こう}勾配</u>は、100分の5を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむ</p>

	<p>を得ない場合は、100分の8を超えないこと。</p> <p>オ <u>横断勾配</u>は、100分の1を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2を超えないこと。</p> <p>カ (略)</p> <p>キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、<u>柵</u>、注意喚起用床材及び誘導用床材を適切に組み合わせて床面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(3) 当該野外劇場又は当該野外音楽堂の収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の次に定める構造の<u>車椅子使用者用観覧スペース</u>を設けること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>車椅子使用者</u>が利用する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ <u>車椅子使用者</u>が転落するおそれのある場所には、<u>柵</u>その他の<u>車椅子使用者</u>の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(4) (略)</p>	
5 (略)	(略)	5 (略)
6 水飲場及び手洗場	水飲場又は手洗場を設ける場合は、そのうち1以上のものは、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。	6 駐車
7 駐車	(1) 駐車を設ける場合には、その	(1) 駐車を設ける場合には、その

場	<p>うち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の1の表6の項第1号に定める基準に適合する障害者等用駐車施設を設けること。</p> <p>(2) <u>障害者等用駐車施設</u>は、公園の出入口から当該障害者等用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(3) <u>障害者等用駐車施設</u>へ通ずる公園の出入口から障害者等用駐車施設に至る駐車場内の通路は、1の表5の項並びに同表9の項第2号コ(ア)、(エ)及び(オ)に定める構造とすること。</p>
8 掲示板及び標識	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 整備基準に適合する便所若しくは<u>障害者等用駐車施設</u>の付近又は<u>車椅子使用者用便房</u>の出入口には、それぞれ、当該便所、<u>障害者等用駐車施設</u>又は<u>車椅子使用者用便房</u>があることを表示する標識を設けること。</p> <p>(3) (略)</p>
9 案内板	<p>案内板を設ける場合には、次に定める案内板を設けること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 1の項から8の項までに定める構造の公園施設の配置を表示した案内板を設ける場合は、そのうち1以上は、1の項の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けること。</p>
4 駐車場に関する整備基準	
整備項目	整備基準
(略)	

場	<p>うち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の1の表6の項第1号に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(2) <u>車いす使用者用駐車施設</u>は、公園の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(3) <u>車いす使用者用駐車施設</u>へ通ずる公園の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、1の表5の項並びに同表9の項第2号コ(ア)、(エ)及び(オ)に定める構造とすること。</p>
7 掲示板及び標識	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 整備基準に適合する便所若しくは<u>車いす使用者用駐車施設</u>の付近又は<u>車いす使用者用便房</u>の出入口には、それぞれ、当該便所、<u>車いす使用者用駐車施設</u>又は<u>車いす使用者用便房</u>があることを表示する標識を設けること。</p> <p>(3) (略)</p>
8 案内板	<p>案内板を設ける場合には、次に定める案内板を設けること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 1の項から7の項までに定める構造の公園施設の配置を表示した案内板を設ける場合は、そのうち1以上は、1の項の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けること。</p>
4 駐車場に関する整備基準	
整備項目	整備基準
(略)	

2 駐車場	<p>(1) 1の表6の項第1号に定める基準に適合する<u>障害者等用駐車施設</u>を1以上設けること。</p> <p>(2) 整備基準に適合する<u>障害者等用駐車施設</u>の付近には、当該<u>障害者等用駐車施設</u>があることを表示する標識を設けること。</p> <p>(3) <u>障害者等用駐車施設</u>は、1の項に定める構造の出入口から当該<u>障害者等用駐車施設</u>に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
-------	---

5 (略)

別表第4 (第5条、第7条、第10条関係)

区分	図書	明示すべき事項
建築物	(略)	
	配置図	<p>1 (略)</p> <p>2 敷地内の通路の位置及び幅(当該通路が段、傾斜路若しくはその踊場又は排水溝を有する場合にあっては、それらの位置、幅及び<u>勾配</u>を含む。)並びに敷地内の通路に設けられる手すり、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 駐車場の位置、駐車場のうち<u>障害者等用駐車施設</u>の位置及び幅並びに駐車場の出入口から<u>障害者等用駐車施設</u>に至る駐車場の通路の位置及び幅(当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置、幅及び<u>勾配</u>を含む。)</p> <p>6 (略)</p>
各階平面図		<p>1～3 (略)</p> <p>4 傾斜路の位置、幅及び<u>勾</u></p>

2 駐車場	<p>(1) 1の表6の項第1号に定める基準に適合する<u>車いす使用者用駐車施設</u>を1以上設けること。</p> <p>(2) 整備基準に適合する<u>車いす使用者用駐車施設</u>の付近には、当該<u>車いす使用者用駐車施設</u>があることを表示する標識を設けること。</p> <p>(3) <u>車いす使用者用駐車施設</u>は、1の項に定める構造の出入口から当該<u>車いす使用者用駐車施設</u>に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
-------	---

5 (略)

別表第3 (第5条、第7条、第10条関係)

区分	図書	明示すべき事項
建築物	(略)	
	配置図	<p>1 (略)</p> <p>2 敷地内の通路の位置及び幅(当該通路が段、傾斜路若しくはその踊場又は排水溝を有する場合にあっては、それらの位置、幅及び<u>勾配</u>を含む。)並びに敷地内の通路に設けられる手すり、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 駐車場の位置、駐車場のうち<u>車いす使用者用駐車施設</u>の位置及び幅並びに駐車場の出入口から<u>車いす使用者用駐車施設</u>に至る駐車場の通路の位置及び幅(当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置、幅及び<u>勾配</u>を含む。)</p> <p>6 (略)</p>
各階平面図		<p>1～3 (略)</p> <p>4 傾斜路の位置、幅及び<u>勾</u></p>

配（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すり及び注意喚起用床材の位置

- 5 車椅子使用者用便房のある便所、オストメイトのための洗浄設備を設けた便房のある便所及び床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器のある便所の位置並びに別表第1建築物の部16の項に掲げる公共的施設において便所の出入口付近に設けられる男子用及び女子用の区別等を視覚障害者に示すための設備の位置
- 6 駐車場の位置、駐車場のうち障害者等用駐車施設の位置及び幅並びに駐車場の出入口から障害者等用駐車施設に至る駐車場内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置、幅及び勾配を含む。）
- 7 （略）
- 8 別表第3の1の表11の項に定める基準に適合する案内板等の位置
- 9 （略）
- 10 客席の部分に設けられる車椅子使用者が利用できる区画の位置、幅及び奥行き並びに客席の出入口から車椅子使用者が利用できる区画に至る通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの

配（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すり及び注意喚起用床材の位置

- 5 車いす使用者用便房のある便所、オストメイトのための洗浄設備を設けた便房のある便所及び床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器のある便所の位置並びに別表第1建築物の部16の項に掲げる公共的施設において便所の出入口付近に設けられる男子用及び女子用の区別等を視覚障害者に示すための設備の位置
- 6 駐車場の位置、駐車場のうち車いす使用者用駐車施設の位置及び幅並びに駐車場の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置、幅及び勾配を含む。）
- 7 （略）
- 8 別表第2の1の表11の項に定める基準に適合する案内板等の位置
- 9 （略）
- 10 客席の部分に設けられる車いす使用者が利用できる区画の位置、幅及び奥行き並びに客席の出入口から車いす使用者が利用できる区画に至る通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの

		位置、幅及び勾配を含む。)
		11 <u>別表第3の1の表15の項</u> に定める基準に適合する共同浴室等の位置
		12 <u>別表第3の1の表16の項</u> に定める基準に適合する更衣室及びシャワー室の位置
		13 <u>別表第3の1の表17の項</u> に定める基準に適合する客室の位置
		14・15 (略)
	構造詳細図	(略)
		共同浴室等 縮尺及び共同浴室等及び別表第3の1の表17の項第4号に定める客室に設けられる浴室の構造
		(略)
	(略)	
公園	(略)	
	平面図	1 縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道路の位置、園路及び広場並びに屋根付広場等の位置並びに別表第3の3の表1の項から5の項までに定める基準に適合する公園施設の出入口の位置及び幅(当該出入口が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合には、それらの位置及び幅を含む。)
		2 園路及び広場の出入口に設けられる車止めの位置及び車止め相互間の間隔、園路及び広場の通路、階段及び傾斜路の位置及び幅(当該通路、階段及び傾斜路に踊場又は排水溝を有する場合には、それらの位置及び幅を含む。)並びに園

		位置、幅及び勾配を含む。)
		11 <u>別表第2の1の表15の項</u> に定める基準に適合する共同浴室等の位置
		12 <u>別表第2の1の表16の項</u> に定める基準に適合する更衣室及びシャワー室の位置
		13 <u>別表第2の1の表17の項</u> に定める基準に適合する客室の位置
		14・15 (略)
	構造詳細図	(略)
		共同浴室等 縮尺及び共同浴室等及び別表第2の1の表17の項第4号に定める客室に設けられる浴室の構造
		(略)
	(略)	
公園	(略)	
	平面図	1 縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道路の位置、園路及び広場並びに屋根付広場等の位置並びに別表第2の3の表1の項から5の項までに定める基準に適合する公園施設の出入口の位置及び幅(当該出入口が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合には、それらの位置及び幅を含む。)
		2 園路及び広場の出入口に設けられる車止めの位置及び車止め相互間の間隔、園路及び広場の通路、階段及び傾斜路の位置及び幅(当該通路、階段及び傾斜路に踊場又は排水溝を有する場合には、それらの位置及び幅を含む。)並びに園

		<p>路及び広場に設けられる手すり、<u>柵</u>、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置</p> <p>3 (略)</p> <p>4 野外劇場及び野外音楽堂の出入口と<u>車椅子使用者用観覧スペース</u>及び便所までの通路の位置、幅、<u>縦断勾配</u>及び<u>横断勾配</u>（当該通路が段又は傾斜路を有する場合にはあっては、その位置、幅、<u>縦断勾配</u>及び<u>横断勾配</u>を含む。）、当該通路に設けられる<u>柵</u>、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、<u>車椅子使用者用観覧スペース</u>の位置、幅及び奥行き並びに当該車椅子使用者用観覧スペースに設けられる<u>柵</u>等の位置</p> <p>5 <u>車椅子使用者用便房</u>のある便所、オストメイトのための洗浄設備を設けた便房のある便所及び床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器のある便所の位置</p> <p>6 駐車場のうち<u>障害者等用駐車施設</u>の位置及び幅並びに駐車場の出入口から<u>障害者等用駐車施設</u>へ至る通路の位置及び幅（当該通路が段、傾斜路若しくはその踊場又は排水溝を有する場合にはあっては、それらの位置及び幅を含む。）</p>	
		(略)	
路外駐	(略)		
車場	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道路の位置、出入口の位置及び	
		<p>路及び広場に設けられる手すり、<u>さく</u>、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置</p> <p>3 (略)</p> <p>4 野外劇場及び野外音楽堂の出入口と<u>車いす使用者用観覧スペース</u>及び便所までの通路の位置、幅、<u>縦断勾配</u>及び<u>横断勾配</u>（当該通路が段又は傾斜路を有する場合にはあっては、その位置、幅、<u>縦断勾配</u>及び<u>横断勾配</u>を含む。）、当該通路に設けられる<u>さく</u>、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、<u>車いす使用者用観覧スペース</u>の位置、幅及び奥行き並びに当該車いす使用者用観覧スペースに設けられる<u>さく</u>等の位置</p> <p>5 <u>車いす使用者用便房</u>のある便所、オストメイトのための洗浄設備を設けた便房のある便所及び床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器のある便所の位置</p> <p>6 駐車場のうち<u>車いす使用者用駐車施設</u>の位置及び幅並びに駐車場の出入口から<u>車いす使用者用駐車施設</u>へ至る通路の位置及び幅（当該通路が段、傾斜路若しくはその踊場又は排水溝を有する場合にはあっては、それらの位置及び幅を含む。）</p>	
		(略)	
路外駐	(略)		
車場	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道路の位置、出入口の位置及び	

	幅並びに障害者等用駐車施設の位置及び幅
(略)	

第1号様式の2 (その1) (第5条、第7条、第10条関係)

整備基準適合状況表 (建築物)

(略)

整備項目	条例の整備基準の内容	設計内容	判定
(略)			
6 駐車場			
障害者等用駐車施設	(略) ③障害者等用駐車施設から利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置		
7 エレベーター			
	(略)		
	②籠は、利用居室、車椅子使用者用便房、障害者等用駐車施設がある階及び地上階に停止		
	③籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上	(略)	
	④籠の幅は、100cm以上	(略)	
	⑤籠の奥行きは、135cm以上	(略)	
	(略)		
	⑦籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置		
	⑧籠内には、戸の開閉		

	幅並びに車いす使用者用駐車施設の位置及び幅
(略)	

第1号様式の2 (その1) (第5条、第7条、第10条関係)

整備基準適合状況表 (建築物)

(略)

整備項目	条例の整備基準の内容	設計内容	判定
(略)			
6 駐車場			
車いす使用者用駐車施設	(略) ③車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置		
7 エレベーター			
	(略)		
	②かごは、利用居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止		
	③かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上	(略)	
	④かごの幅は、100cm以上	(略)	
	⑤かごの奥行きは、135cm以上	(略)	
	(略)		
	⑦かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置		
	⑧かご内には、戸の開閉		

	状態を確認できる鏡を設置		
	⑨籠内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置を設置		
	⑩乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設置		
	⑪籠内に、到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置を設置（主として自動車の駐車のために供する施設に設置するものを除く。）		
	⑫籠内及び乗降ロビーの制御装置は、視覚障害者が円滑に操作可能（主として自動車の駐車のために供する施設に設置するものを除く。）		
	⑬籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設置（主として自動車の駐車のために供する施設に設置するものを除く。）		
(略)			
9	主たる利用経路		
(1)	主たる利用経路を1以上	(略)	
		②利用居室から車椅子利用者用便房までの経路	
		③障害者等用駐車施設から利用居室までの	

	閉状態を確認できる鏡を設置		
	⑨かご内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置を設置		
	⑩乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設置		
	⑪かご内に、到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置を設置（主として自動車の駐車のために供する施設に設置するものを除く。）		
	⑫かご内及び乗降ロビーの制御装置は、視覚障害者が円滑に操作可能（主として自動車の駐車のために供する施設に設置するものを除く。）		
	⑬かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設置（主として自動車の駐車のために供する施設に設置するものを除く。）		
(略)			
9	主たる利用経路		
(1)	主たる利用経路を1以上	(略)	
		②利用居室から車いす利用者用便房までの経路	
		③車いす利用者用駐車施設から利用居室までの	

設ける経路	経路 (略)		
(略)			
(3) 主たる利用経路の出入口	(略)		
	③ 駅舎等を除く公共的施設にあつては、戸を設ける場合には、 <u>車椅子使用者が容易に通過できる構造</u>	(略)	
	(略)		
	イ <u>車椅子使用者が容易に通過できる構造</u>	(略)	
(4) 主たる利用経路の廊下等	(略)		
	② 階段又は傾斜路の上端に近接する部分に注意喚起用床材を敷設（ <u>勾配が20分の1を超えない傾斜の上端に近接する場合、高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜の上端に近接する場合又は主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合を除く。</u> ）		
	(略)		
	⑤ 末端の付近及び区間50m以内ごとに <u>車椅子の転回に支障がない場所を設置</u>		
	(略)		
	⑦ 駅舎等を除く公共的施設にあつては、戸を設ける場合には、 <u>車椅子使用者が容易に通過できる構造</u>	(略)	
	(略)		

設ける経路	での経路 (略)		
(略)			
(3) 主たる利用経路の出入口	(略)		
	③ 駅舎等を除く公共的施設にあつては、戸を設ける場合には、 <u>車いす使用者が容易に通過できる構造</u>	(略)	
	(略)		
	イ <u>車いす使用者が容易に通過できる構造</u>	(略)	
(4) 主たる利用経路の廊下等	(略)		
	② 階段又は傾斜路の上端に近接する部分に注意喚起用床材を敷設（ <u>勾配^{こう}20分の1を超えない傾斜の上端に近接する場合、高さが16cmを超えず、かつ、勾配^{こう}が12分の1を超えない傾斜の上端に近接する場合又は主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合を除く。</u> ）		
	(略)		
	⑤ 末端の付近及び区間50m以内ごとに <u>車いすの転回に支障がない場所を設置</u>		
	(略)		
	⑦ 駅舎等を除く公共的施設にあつては、戸を設ける場合には、 <u>車いす使用者が容易に通過できる構造</u>	(略)	
	(略)		

	イ <u>車椅子使用者が</u> 容易に通過できる 構造	(略)			
	(略)				
(5) 主 たる 利用 経路 の傾 斜路	①手すりを設置（傾斜 路の <u>勾配</u> が12分の1 を超え、又は高さが 16cmを超える部分）				
	(略)				
	④傾斜がある部分の上 端に近接する踊場に 注意喚起用床材を敷 設（ <u>勾配</u> が20分の1 を超えない傾斜の上 端に近接する場合、 高さが16cmを超え ず、かつ、 <u>勾配</u> が12 分の1を超えない傾 斜の上端に近接する 場合又は主として自 動車の駐車のために 供する施設に設ける 場合を除く。）				
	(略)				
	⑦ <u>勾配</u> は、12分の1以 下（傾斜路の高さが 16cm以下の場合、 8分の1以下）	(<u>勾配</u>)			
	(略)				
(6) 駅 舎等 を除 く公 共的 施設 の主 たる 利用 経路 のエ レベ	(略)				
	② <u>籠</u> は、利用居室、 <u>車 椅子使用者用便房、 障害者等用駐車施設</u> のある階及び地上階 に停止				
	③ <u>籠</u> 及び昇降路の出入 口の幅は、80cm以上	(略)			
	④ <u>籠</u> の奥行きは、135cm 以上	(略)			
	(略)				
	イ <u>車いす使用者が</u> 容易に通過できる 構造	(略)			
	(略)				
(5) 主 たる 利用 経路 の傾 斜路	①手すりを設置（傾斜 路の <u>勾配</u> が12分の1 を超え、又は高さが 16cmを超える部分）				
	(略)				
	④傾斜がある部分の上 端に近接する踊場に 注意喚起用床材を敷 設（ <u>勾配</u> 20分の1を 超えない傾斜の上端 に近接する場合、高 さが16cmを超えず、 かつ、 <u>勾配</u> が12分 の1を超えない傾斜 の上端に近接する場 合又は主として自動 車の駐車のために供 する施設に設ける場 合を除く。）				
	(略)				
	⑦ <u>勾配</u> は、12分の1以 下（傾斜路の高さが 16cm以下の場合、 8分の1以下）	(<u>勾配</u>)			
	(略)				
(6) 駅 舎等 を除 く公 共的 施設 の主 たる 利用 経路 のエ レベ	(略)				
	② <u>かご</u> は、利用居室、 <u>車いす使用者用便 房、車いす使用者用 駐車施設</u> のある階及 び地上階に停止				
	③ <u>かご</u> 及び昇降路の出 入口の幅は、80cm以 上	(略)			
	④ <u>かご</u> の奥行きは、 135cm以上	(略)			
	(略)				

<p>一ター 一ター (用途面積2,000㎡以上のものに設置する場合)</p>	⑥籠内及び乗降ロビーには、 <u>車椅子</u> 使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置			<p>一ター 一ター (用途面積2,000㎡以上のものに設置する場合)</p>	⑥ <u>かご</u> 内及び乗降ロビーには、 <u>車いす</u> 使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置		
	⑦籠内には、戸の開閉状態を確認できる鏡を設置				⑦ <u>かご</u> 内には、戸の開閉状態を確認できる鏡を設置		
	⑧籠内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置を設置				⑧ <u>かご</u> 内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置を設置		
	⑨乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設置				⑨乗降ロビーに、到着する <u>かご</u> の昇降方向を表示する装置を設置		
	⑩籠内に、到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置を設置（主として自動車の駐車の用に供する施設に設置するものを除く。）				⑩ <u>かご</u> 内に、到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置を設置（主として自動車の駐車の用に供する施設に設置するものを除く。）		
	⑪籠内及び乗降ロビーの制御装置は、視覚障害者が円滑に操作可能（主として自動車の駐車の用に供する施設に設置するものを除く。）				⑪ <u>かご</u> 内及び乗降ロビーの制御装置は、視覚障害者が円滑に操作可能（主として自動車の駐車の用に供する施設に設置するものを除く。）		
	⑫籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設置（主として自動車の駐車の用に供する施設に設置するものを除く。）				⑫ <u>かご</u> 内又は乗降ロビーに到着する <u>かご</u> の昇降方向を知らせる音声装置を設置（主として自動車の駐車の用に供する施設に設置するものを除く。）		
⑬籠の幅は、140cm以上（共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては、100cm以上）	(略)		⑬ <u>かご</u> の幅は、140cm以上（共同住宅、寄宿舎又は下宿にあっては、100cm以上）	(略)			
⑭籠は、 <u>車椅子</u> の転回			⑭ <u>かご</u> は、 <u>車いす</u> の転回				

	に支障がない構造				回に支障がない構造			
	⑮籠内には、手すりを設置				⑮かご内には、手すりを設置			
	⑯籠の出入口には、光電式等の乗降者検出装置を設置				⑯かごの出入口には、光電式等の乗降者検出装置を設置			
(7) 駅舎等の主たる利用経路のエレベーター	(略)				(7) 駅舎等の主たる利用経路のエレベーター	(略)		
	②籠は、 <u>利用居室、車椅子使用者用便房、障害者等用駐車施設</u> のある階及び地上階に停止				②かごは、 <u>利用居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設</u> のある階及び地上階に停止			
	③籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上	(略)			③かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上	(略)		
	④籠の奥行きは、135cm以上	(略)			④かごの奥行きは、135cm以上	(略)		
	(略)				(略)			
	⑥籠内及び乗降ロビーには、 <u>車椅子使用者</u> が利用しやすい位置に制御装置を設置				⑥かご内及び乗降ロビーには、 <u>車いす使用者</u> が利用しやすい位置に制御装置を設置			
	⑦籠内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置を設置				⑦かご内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置を設置			
	⑧乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設置				⑧乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設置			
	⑨籠内に、到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置を設置（主として自動車の駐車のために供する施設に設置するものを除く。）				⑨かご内に、到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置を設置（主として自動車の駐車のために供する施設に設置するものを除く。）			
	⑩籠内及び乗降ロビーの制御装置は、視覚障害者が円滑に操作可能（主として自動車の駐車のために供す				⑩かご内及び乗降ロビーの制御装置は、視覚障害者が円滑に操作可能（主として自動車の駐車のために供す			

	る施設に設置するものを除く。)				する施設に設置するものを除く。)			
	⑪籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設置（主として自動車の駐車のために供する施設に設置するものを除く。）				⑪かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設置（主として自動車の駐車のために供する施設に設置するものを除く。）			
	⑫籠の幅は、140cm以上（籠の出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合にあっては、100cm以上）	(略)			⑫かごの幅は、140cm以上（かごの出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合にあっては、100cm以上）	(略)		
	⑬籠内に、鏡を設置（籠の出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合を除く。）				⑬かご内に、鏡を設置（かごの出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合を除く。）			
	⑭籠及び昇降路の出入口の戸にガラス戸等をはめ込むこと又は籠外及び籠内に画像を表示する設備を設置				⑭かご及び昇降路の出入口の戸にガラス戸等をはめ込むこと又はかご外及びかご内に画像を表示する設備を設置			
	⑮籠内に、手すりを設置				⑮かご内に、手すりを設置			
	⑯籠及び昇降路の出入口の戸の開閉時間の延長機能を有すること。				⑯かご及び昇降路の出入口の戸の開閉時間の延長機能を有すること。			
	(略)				(略)			
(9) 駅舎等の主たる利用経路のエ	(略)				(略)			
	イ 踏み段の面が <u>車椅子</u> 使用者の利用のために必要な広さがあり、かつ、車止めが設置されていること。				イ 踏み段の面が <u>車いす</u> 使用者の利用のために必要な広さがあり、かつ、車止めが設置されていること。			

スカ レー ター			
(略)			
(11)	(略)		
主たる利用経路の敷地内の通路	⑦50m以内ごとに <u>車椅子</u> の転回に支障がない場所を設置		
	⑧戸を設ける場合には、 <u>車椅子</u> 使用者が容易に通過できる構造	(略)	
	⑨排水溝につえ及び <u>車椅子</u> のキャスターが落ち込まない <u>溝蓋</u> を設置		
(12)	①手すりを設置（傾斜路の <u>勾配</u> が12分の1を超え、又は高さ16cmを超える部分）		
	(略)		
敷地内の通路の傾斜路	⑤ <u>勾配</u> は、12分の1以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合、8分の1以下）	(<u>勾配</u>)	
	(略)		
10 標識			
便所、 <u>障害者等用駐車施設</u> 、エレベーター、エスカレーター又は <u>車椅子使用者用便房</u> があることを表示する標識	①整備基準に適合する便所、 <u>障害者等用駐車施設</u> 、エレベーター若しくはエスカレーターの付近又は駅舎等における <u>車椅子使用者用便房</u> の出入口に、それぞれ、当該便所、 <u>障害者等用駐車施設</u> 、エレベーター、エスカレーター又は <u>車椅子使用者用便房</u> があることを表示する標識を設置		

スカ レー ター			
(略)			
(11)	(略)		
主たる利用経路の敷地内の通路	⑦50m以内ごとに <u>車いす</u> の転回に支障がない場所を設置		
	⑧戸を設ける場合には、 <u>車いす</u> 使用者が容易に通過できる構造	(略)	
	⑨排水溝につえ及び <u>車いす</u> のキャスターが落ち込まない <u>溝ふた</u> を設置		
(12)	①手すりを設置（傾斜路の <u>勾配</u> が12分の1を超え、又は高さ16cmを超える部分）		
	(略)		
敷地内の通路の傾斜路	⑤ <u>勾配</u> は、12分の1以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合、8分の1以下）	(<u>勾配</u>)	
	(略)		
10 標識			
便所、 <u>車いす使用者用駐車施設</u> 、エレベーター、エスカレーター又は <u>車いす使用者用便房</u> があることを表示する標識	①整備基準に適合する便所、 <u>車いす使用者用駐車施設</u> 、エレベーター若しくはエスカレーターの付近又は駅舎等における <u>車いす使用者用便房</u> の出入口に、それぞれ、当該便所、 <u>車いす使用者用駐車施設</u> 、エレベーター、エスカレーター又は <u>車いす使用者用便房</u> があることを表示する標識		

	(略)		
11 案内板等			
(1) 案内板の構造	①整備基準に適合する便所、 <u>障害者等用駐車施設</u> 、エレベーター又はエスカレーターの配置を表示した案内板その他の設備を設置（当該便所、 <u>障害者等用駐車施設</u> 、エレベーター若しくはエスカレーターの配置を容易に視認できる場合又は公共的施設の管理者等が常時勤務する受付等から出入口を容易に視認でき、かつ、道等から出入口までの経路が12(2)の基準に適合する場合を除く。）		
	(略)		
(略)			

第1号様式の2（その3）(第5条、第7条、第10条関係)

整備基準適合状況表（公園）

(略)

整備項目	条例の整備基準の内容	設計内容	判定
1 園路及び広場			
(1) 出入口	(略)		
	④ <u>車椅子使用者</u> が通過する際に支障となる段を設けないこと（傾斜路を併設する場合を除		

	を設置 (略)		
11 案内板等			
(1) 案内板の構造	①整備基準に適合する便所、 <u>車いす使用者用駐車施設</u> 、エレベーター又はエスカレーターの配置を表示した案内板その他の設備を設置（当該便所、 <u>車いす使用者用駐車施設</u> 、エレベーター若しくはエスカレーターの配置を容易に視認できる場合又は公共的施設の管理者等が常時勤務する受付等から出入口を容易に視認でき、かつ、道等から出入口までの経路が12(2)の基準に適合する場合を除く。）		
	(略)		
(略)			

第1号様式の2（その3）(第5条、第7条、第10条関係)

整備基準適合状況表（公園）

(略)

整備項目	条例の整備基準の内容	設計内容	判定
1 園路及び広場			
(1) 出入口	(略)		
	④ <u>車いす使用者</u> が通過する際に支障となる段を設けないこと（傾斜路を併設する場合を除		

	く。)						
(2) 通路	①幅は、180cm以上（地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、120cm以上）						
	②車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと（傾斜路を併設する場合を除く。)						
	③縦断勾配は、100分の5以下（地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下）	(勾配)					
	④横断勾配は、100分の1以下（地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2以下）	(勾配)					
	(略)						
	⑥排水溝の溝蓋は、つえ及び車椅子のキャスターが落ち込まないものを設置						
(3) 階段	(略)						
	②手すりの端部の付近に階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。						
	(略)						
	く。)						
(2) 通路	①幅は、180cm以上（地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、120cm以上）						
	②車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと（傾斜路を併設する場合を除く。)						
	③縦断勾配は、100分の5以下（地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下）	(勾配)					
	④横断勾配は、100分の1以下（地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2以下）	(勾配)					
	(略)						
	⑥排水溝の溝ふたは、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まないものを設置						
(3) 階段	(略)						
	②手すりの端部の付近に階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。						
	(略)						

(4) 階段又は段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	(略)		
	②縦断勾配は、100分の8以下	(勾配)	
(5) 注意喚起用床材、誘導用床材等	③横断勾配は、設けないこと。		
	(略)		
(6) 公園施設との接続	①高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所に、柵、注意喚起用床材及び誘導用床材を適切に組み合わせる床面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設置		
	(略)		
(略)	「2」から「10」までの公園施設のうちそれぞれ1以上及び主要公園施設に接続していること。		
	(略)		
6 (略)			
7 水飲場及び手洗場	水飲場又は手洗場を設ける場合は、そのうち1以上のものは、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造	(設置数)	箇所
8 駐車場			
(1) 障害者等用	(略)		
	③公園の出入口から障害者等用駐車施設ま		

(4) 階段又は段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	(略)		
	②縦断勾配は、100分の8以下	(勾配)	
(5) 注意喚起用床材、誘導用床材等	③横断勾配は、設けないこと。		
	(略)		
(6) 公園施設との接続	①高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所に、 <u>さく</u> 、注意喚起用床材及び誘導用床材を適切に組み合わせる床面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設置		
	(略)		
(略)	「2」から「9」までの公園施設、 <u>水飲場</u> 又は <u>手洗場</u> のうちそれぞれ1以上及び主要公園施設に接続していること。		
	(略)		
6 (略)			
7 駐車場			
(1) 車いす使用	(略)		
	③公園の出入口から <u>車いす</u> 使用者用駐車施設		

駐車 施設	での経路ができるだけ短くなる位置に設置		
(2) 公園の出入口から障害者等用駐車施設までの通路	(略) ア 手すりを設置（傾斜路の勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超える部分） オ 勾配は、12分の1以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合、8分の1以下）	(勾配)	
	(略)		
	⑤排水溝の溝蓋は、つえ及び車椅子のキャスターが落ち込まないものを設置		
9 掲示板及び標識			
(略)			
(2) 標識	①整備基準に適合する便所若しくは障害者等用駐車施設の付近又は車椅子使用者用便房の出入口に、それぞれ、当該便所、障害者等用駐車施設又は車椅子使用者用便房があることを表示する標識を設置		
	(略)		
10 (略)			
(略)			

第1号様式の2（その4）(第5条、第7条、第10条)

者用駐車施設	設までの経路ができるだけ短くなる位置に設置		
(2) 公園の出入口から車いす使用者用駐車施設までの通路	(略) ア 手すりを設置（傾斜路の勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超える部分） オ 勾配は、12分の1以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合、8分の1以下）	(勾配)	
	(略)		
	⑤排水溝の溝ふたは、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まないものを設置		
8 掲示板及び標識			
(略)			
(2) 標識	①整備基準に適合する便所若しくは車いす使用者用駐車施設の付近又は車いす使用者用便房の出入口に、それぞれ、当該便所、車いす使用者用駐車施設又は車いす使用者用便房があることを表示する標識を設置		
	(略)		
9 (略)			
(略)			

第1号様式の2（その4）(第5条、第7条、第10条)

関係)				関係)			
整備基準適合状況表（駐車場）				整備基準適合状況表（駐車場）			
(略)				(略)			
整備項目	条例の整備基準の内容	設計内容	判定	整備項目	条例の整備基準の内容	設計内容	判定
(略)				(略)			
2 駐車場				2 駐車場			
障害者 等用駐車 施設	(略)			車いす 使用者用 駐車施設	(略)		
	③整備基準に適合する <u>障害者等用駐車施設</u> の付近に当該障害者 等用駐車施設がある ことを表示する標識 を設置				③整備基準に適合する <u>車いす使用者用駐車</u> <u>施設</u> の付近に当該車 いす使用者用駐車施 設があることを表示 する標識を設置		
	④「1」の出入口から <u>障害者等用駐車施設</u> までの経路ができる だけ短くなる位置に 設置				④「1」の出入口から <u>車いす使用者用駐車</u> <u>施設</u> までの経路がで きるだけ短くなる位 置に設置		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第1建築物の部12の項第15号の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表第2の1の表1の項各号列記以外の部分の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同項各号列記以外の部分の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車^{さく}を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分^{さく}を設けることができる。
- 3 この規則による改正後の別表第2の1の表1の項各号列記以外の部分の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同項第1号の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この規則による改正後の別表第2の1の表1の項第1号の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。
- 5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、この規則による改正後の別表第2の1の表1の項第9号及び第10号の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、当分の間、こ

これらの規定による基準によらないことができる。

- 6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この規則による改正後の別表第2の1の表1の項第14号の規定の適用については、当分の間、同号中「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。